

琴浦町早期再就職支援助成金のご案内

事業主の経済的事情により※送出企業を離職した者（対象労働者）を、町内事業所で雇用した事業者に対し、正規雇用1人につき**助成金10万円**を支給します

※送出企業

- ・事業主の経済的事情により30人以上の町内在住の離職者を発生させる企業
- ・鳥取労働局に再就職援助計画を提出している又は（公財）産業雇用安定センターに離職者の求職登録をしている企業

支給対象事業者の要件

- ①雇用保険の適用事業者であること
- ②対象労働者をハローワーク等からの紹介により、送出企業を離職した日の翌日から6か月以内に町内の事業所で正規雇用したこと
- ③町税の滞納がないこと
- ④対象労働者を雇い入れるため、他の労働者を事業主の都合で解雇していないこと
- ⑤送出企業と経済的に独立していること（送出企業の関連会社は対象外）等

対象労働者

- ①送出企業を離職した日の翌日から6か月以内に、ハローワーク等の紹介により正規雇用労働者として雇用された者
- ②送出企業の離職後に、支給対象事業者以外で正規雇用労働者として雇用されたことがない者等

助成金額

正規雇用1人あたり10万円

（正規雇用した日から3か月経過した後に交付申請、支払い）

助成金の申請手続の流れ

（ 報 告 ） → （ 申 請 ） → （ 請 求 ）

正規雇用



雇用から
1か月以内

雇用報告書を提出
〔様式1〕

（雇用から3か月）
基準期間
経過



期間経過から
1か月以内

〔様式2、4、添付書類〕
交付申請書を提出



請求書を提出
（交付決定後）

【提出・問い合わせ先】

〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町徳万591-2

琴浦町役場 商工観光課

電話：0858-52-1713 ファクシミリ：0858-52-1714

